

令和6年度メディアアーツ創造都市札幌の人材育成業務 仕様書

1 業務名称

令和6年度メディアアーツ創造都市札幌の人材育成業務

2 業務期間

契約日から令和7年(2025年)3月31日まで

3 背景・目的

札幌市は2013年に、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)からデジタル技術など、テクノロジーを活用する新しい芸術表現を中核に、創造産業の振興や地域課題の解決を目指す「メディアアーツ創造都市」に認定され、啓発イベントの実施、作品制作支援や若手創造人材の育成、及びユネスコ創造都市とのネットワーク強化に取り組んでいる。

本業務では、CG制作未経験者を含む若年層の住民を対象とし、CGコンテンツの制作技術習得ワークショップ及びネットワーキング・コミュニティ形成イベントの開催を核に、潜在的な創造人材を可視化し、参加者や関係者とのネットワーキングやコミュニティ形成の機会を創出することを目指す。また、これらの実践による成果物を、街なかでの展示を通して市民に広く提供することで市民の創造性を喚起する他、本市圏域における自発的・主体的な創造的活動・共創を促す人材育成・支援の在り方を検討することを目的とする。

4 業務の概要

(1) ワークショップの開催及び成果の発表

学生を含む若年層のさっぽろ連携中枢都市圏住民を対象に、CGコンテンツの制作講座を実施し、(4)を踏まえた最終成果物を札幌市内で発表する。ワークショップは少人数・定員制とし、CG制作未経験者であっても参加できる内容とする。

(2) ネットワーキング・コミュニティ形成促進イベントの開催

学生を含む若年層のさっぽろ連携中枢都市圏住民を主な対象に、メディアアーツ創造都市に関する話題提供を行いながら、関連人材のネットワーキングやコミュニティ形成を促す企画を開催する。

(3) 人材育成・支援施策の調査検討

メディアアーツ創造都市における人材の育成・コミュニティ形成の支援というテーマで、展開すべき施策について、上記(1)、(2)業務での実践をふまえて検討・提案する。

(4) CG映像の制作

(1)の最終成果物として「未来のさっぽろの水族館」をテーマに、本市のブランディングやPRに資するCG映像を制作する。映像は、(1)参加者が制作したCGコンテンツを組み込んだ内容とする。

(5) 国外ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市との連携映像の制作

本市が提供する素材を使用して、他のユネスコ・メディアアーツ都市との連携映像を制作する。

5 業務の内容

(1) ワークショップの開催及び成果の発表

さっぽろ連携中枢都市圏における若年層の住民を対象に、CGコンテンツ制作のハンズオン型のワークショップを開催する。潜在的な創造人材を可視化させるため、創造的活動が未経験であっても参加できる仕組みとすること。また、最終成果物((4)と連動)は市内公共空間にあるサインエージ等を活用して広く公開するほか、参加者等を集めた成果発表の機会を設ける等して、制作物のフィードバックを行うこと。

主な業務

- ① ワークショップの企画(テーマ・内容設定、講師・必要に応じた支援スタッフの選定)、講師等との調整、報酬支払
- ② ワークショップ参加者募集(募集要項の作成、告知素材の準備、告知、応募者への対応)
- ③ ワークショップの運営一式
(会場手配・設営、受付、支援スタッフ配置、撤収等、円滑な実施に必要な一切の作業)

- ④ 参加者の支援
(ワークショップ時間外を含む質問対応、欠席者等への講義内容フォロー等、参加者の完走に必要な一切の作業)
- ⑤ 参加者へのアンケート(全3回)の実施
- ⑥ ワークショップの実施風景をまとめた記録動画の制作、YouTube への掲出
- ⑦ 各ワークショップに関する写真記録、レポートの作成
※開催終了後、原則1か月以内に提出。札幌市の広報素材としての活用を意識した作りとすること。
- ⑧ 最終成果物((4)と連動)の街なかでの放映
※4週間以上の放映期間を設けることが望ましい。放映期間については、さっぽろ雪まつり等札幌市の観光イベントと時期を合わせること。
- ⑨ 放映会場における最終成果物((4)と連動)の視聴人数の測定(人流センサーの使用も可とする)
- ⑩ YouTube での最終成果物((4)と連動)の公開
- ⑪ 最終成果物((4)と連動)の放映と連動した参加者へのフィードバックの実施

ワークショップ対象者・受講料

中学生以上を対象に無料で開催すること。定員は20名程度とし、広く募集すること。その他、想定する申込条件は以下のとおり。

- ・中学生以上30歳未満であること
- ・さっぽろ連携中枢都市圏(札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町及び長沼町)在住であること
- ・ワークショップで使用する機材(ノートパソコン等)を会場に持参できること
- ・本人の氏名、肖像、制作物を含むワークショップ等の記録映像・画像の広報利用に同意すること
- ・事業の目的を理解し、参加動機が明確であること
- ・全ての回に参加する意欲があること
- ・未成年者の場合は、保護者の同意を得ていること

上記に当てはまらない参加希望があった際は、委託者の指示を仰ぐこと。

ワークショップ講師・内容

提案事項とする。ただし以下に留意すること。

- ・CGコンテンツ制作のためのハンズオン型のワークショップを主とすること
- ・最終成果物((4)と連動)が「未来のさっぽろの水族館」をテーマとしたものであることを踏まえ、委託者との相談のもと、札幌独自の自然や環境保護などを切り口とした参加者への話題提供や学びの機会の提供等を行うこと。

ワークショップスケジュール・構成

提案事項とする。ただし以下に留意すること。

- ・以下(2)、(3)に示す事業との連携や業務量のバランスに留意して計画すること
- ・ワークショップの実施日数は合計で2日間程度、実施時間数は合計で6時間程度を想定すること
- ・日程は土日・祝日、学校休業期間、平日課外時間など、参加者の都合を考慮し設定すること
- ・開催日同士の間隔については、週末の連続する2日とするか、1か月程度空けるかなど、任意に設定してよい
- ・ワークショップの講義内容をまとめた自習用動画を作成し、参加者の復習機会や欠席者の学習機会を創出すること
- ・当該自習用動画は一般にも広く公開する等、ワークショップ参加者以外の一般住民に対する学習機会も創出し、潜在的な創造人材の発掘・育成に資する展開を目指すこと

開催手法(場所)

提案事項とするが、参加者の都合を考慮し、札幌市内中心部もしくは地下鉄駅に近接する場所などを会場として設定すること。

(2) ネットワーキング・コミュニティ形成促進イベントの開催

創造的活動に関心を持つ主に若年層の住民にとってネットワーキングやコミュニティ形成の契機となるようなイベントを2回実施する。各回20名程度の参加者数を目標とすること。(1)のワークショップと同時開催することも可とする。メディアアーツ創造都市に関する話題提供を行いながら、イベント中や開催後において、参加者や関連人材間のコミュニケーションが誘発されるような仕組みとする。

主な業務

- ① 企画(テーマ・内容設定、登壇者等の選定)、登壇者との調整、報酬支払
- ② 参加者募集(告知素材の準備、告知)
- ③ イベントの運営一式
(会場手配・設営、受付、支援スタッフ配置、撤収等、円滑な実施に必要な一切の作業)
- ④ 参加者へのアンケートの実施
※(1)のワークショップと同時開催する場合、まとめて実施してもよい。
- ⑤ 写真記録、レポートの作成
※開催終了後、原則1か月以内に提出。札幌市の広報素材としての活用を意識した作りとすること。
※(1)のワークショップと同時開催する場合、まとめて作成してもよい。

ネットワーキング・コミュニティ形成促進イベントの内容

提案事項とする。

スケジュール・構成

提案事項とするが、土日・祝日、平日の夜など、参加者の都合を考慮し設定すること。

開催手法(場所)

提案事項とするが、参加者の都合を考慮し、札幌市内中心部もしくは地下鉄駅に近接する場所などを会場として設定すること。

(3) 人材育成・支援施策の調査検討

上記(1)、(2)において実施するアンケート結果や、インタビューの実施、観察によるエピソード収集等をもとに、事業の実施効果を、質的評価を中心に検証すること。

また、事業実施にあたり委託者が感じた有利性や課題等をもとに、「メディアアーツ創造都市」という観点から今後の若手創造人材の育成・支援に必要と考えられる施策等を提案すること。

主な業務

- ① ワorkshop・イベントでの実践検証(アンケート、インタビュー、エピソード収集等)
- ② 検討、資料のとりまとめ
- ③ 上記に付随する委託者との打合せ

スケジュール

令和7年3月末までに報告すること。

(4) CG映像制作

(1)のワークショップ参加者が制作したCGコンテンツを組み込んだCG映像を制作すること。映像のテーマは「未来のさっぽろの水族館」とし、鑑賞者が札幌独自の自然の魅力に触れられる内容とすること。また、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンにて目指すべき姿として提示されている『ひと』『ゆき』『みどり』の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ」に資する内容とすること。

主な業務

- ① テーマに沿った映像内容の検討(委託者と協議の上決定する。(1)参加者による提案やアイデアを盛り込むことが望ましい。)
- ② ①をもとにしたCG映像の制作((1)参加者が制作したCGコンテンツを映像内に取り入れること。尺は3分程度とし、同一の内容の映像を委託者の指定する複数のアスペクト比で制作すること(最大3本)。また別途、内容を15秒にまとめたスポット放映用の映像も16:9のアスペクト比で制作すること。)

映像内容

提案事項とする。

スケジュール

令和6年12月末を目途に映像を完成させること。

(5) 国外ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市との連携映像制作業務

本市の指定する国外ユネスコ・メディアアーツ都市(1都市)との連携映像を制作する。

主な業務

- ① 本市及び国外ユネスコ・メディアアーツ都市が提供する2Dデザインキャラクター(ゆるキャラのようなものを予定)計2体を3DCGモデリングし、当該2体のキャラクターがコミュニケーションをとり友好を深めている様子を描いた映像作品を制作すること(尺は1分程度とし、16:9のアスペクト比で制作すること)。なお、映像の内容や背景等については委託者と相談の上決定するものとする。
- ② 完成映像のYouTubeへの掲出

映像内容

映像の内容や背景映像については、提案事項とする。

スケジュール

令和7年3月末までに映像を完成させること。

(6) 共通項目

上記業務(1)~(5)に付随する以下の業務を行うこと。

- ・各種問い合わせ対応
- ・札幌市への進捗報告(随時)
- ・業務報告書の提出(データにて提出すること)
- ・業務報告には業務(1)及び(2)、(4)及び(5)に係る概要と結果、業務(3)に係る調査報告を含めること
- ・業務期間中に作成したレポート記事や記録映像・写真等の成果物を整理し提出すること
- ・本業務の実施に要した支出の明細及び証憑資料一式をデータで提出すること

6 提案を求める事項

(1) 業務運営体制

- ・人員体制
- ・業務全体スケジュール

(2) ワークショップの開催及び成果の発表

上記5(1)の要件に従い、以下を含むワークショップ及び成果の発表に関する企画運営案一式を提案すること。

- ・講義内容、講師例、参加者が制作する物のイメージ
- ・参加者募集スケジュール、告知手法及びワークショップ開催スケジュール
- ・開催手法(場所)

- ・参加者の支援方法
 - ・参加者以外の一般住民に対する学習機会
 - ・最終成果物の放映スケジュール、関係機関やイベント等との連携イメージ
 - ・最終成果物の放映と連動した参加者へのフィードバック手法
- (3) **ネットワーキング・コミュニティ形成促進イベントの開催**
上記5(2)の要件に従い、以下を含む企画運営案一式を提案すること。
- ・イベント内容、テーマ
 - ・参加者募集スケジュール、告知手法及びイベント開催スケジュール
 - ・開催手法(場所)
 - ・参加者や関連人材間のコミュニケーションを誘発する仕組み
- (4) **人材育成・支援施策の調査検討**
上記5(3)の要件に従い、以下について提案すること。
- ・ワークショップ、ネットワーキング・コミュニティ形成促進イベントの検証に係る計画
例：アンケート項目案、定性的な評価に関する手法・タイミング等の実施計画
- (5) **CG映像制作**
上記5(4)の要件に従い、以下について提案すること。
- ・映像内容
- (6) **国外ユネスコ創造都市ネットワーク加盟都市との連携映像制作業務**
上記5(5)の要件に従い、以下について提案すること。
- ・映像内容
 - ・背景映像
- (7) **その他**
- ・独自提案（上記(1)-(6)以外に事業費の範囲で事業効果を高める提案があれば、任意で行う）
 - ・積算（業務の一式を対象に、項目ごとに内訳を作成すること）

7 特記事項

- (1) 受託者はスケジュールについて委託者と十分打ち合わせの上、作業すること。
- (2) 受託者は業務の実施にあたり、委託者の指示のもと、必要な準備、資料の作成、事前の打ち合わせを行うこと。なお、資料を作成する場合は、図化するなど、分かりやすいものとする。
- (3) 受託者は常に業務の進捗管理を行うとともに、その状況について委託者に報告をすること。
- (4) 本業務履行に当たり、疑義が生じた場合は、札幌市及び受託者双方の協議により処理する。
- (5) 受託者は、成果物が著作権法第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引き渡し時に本市に無償で譲渡する。
- (6) 受託者は、委託者及び委託者が指定する第三者が成果物を公共の目的に資する広報活動等に利用する場合には、著作権法(昭和45年法律48号)第18号から第20号に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (7) 受託者は、成果物等が第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを委託者に対して保証することとする。なお、成果物の作成にあたり使用する音楽、映像、写真、文章等が受託者以外の第三者の著作物に該当する場合には、引用などの例外を除いて、受託者が当該第三者から承諾を得ることとし、当該第三者と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じさせないこととする。
- (8) 成果物に含む記録写真・映像の撮影に当たっては、札幌市の記録・広報目的で使用することを説明したうえで、肖像権について参加者の了承を得ておくこと。
- (9) 本業務に関し、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (10) 本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、本市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を提供することを禁ずる。但し、第三者に提供する場合であらかじめ札幌市の承諾を得たものについては、この限りではない。

- (11)本業務の全部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請すること。なお、再委託を行うことが不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (12)本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令等の各規則を遵守すること。
- (13)札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

8 委託者担当

札幌市市民文化局文化部文化振興課(創造都市ネットワーク担当) 担当：星、西村
TEL: 011-211-2261 E-MAIL: creativecity@city.sapporo.jp